

令和2年4月27日

保護者各位

小平高等学校 経営企画室

令和2年度 多子世帯における都立学校授業料支援事業の書類提出期限延長について

日頃より本校の活動に御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和2年度から開始となりました「多子世帯における都立学校授業料支援事業」について、先日就学支援金不支給の2・3年生及び新1年生全員に書類を配布させていただきました。書類の提出期限を5月7日（木）としておりましたが、登校日が延期となったことに伴い、**5月11日（月）**まで延長いたします。つきましては、期限までに**郵送か経営企画室窓口への持参**により、ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。なお、制度の取扱は以下のとおりです。

記

1 対象の方

所得制限により就学支援金の対象外の世帯かつ扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

※詳細は別添の「多子世帯における都立学校授業料支援事業 授業料等減額手続きのお知らせ」を御確認ください。

2 手続き方法

対象の方は、①授業料等減免申請書（配布済み）②扶養親族等状況届（配布済み）③扶養する子の3人以上の健康保険証のコピーを経営企画室にご提出ください。

3 提出期限

令和2年5月11日（月）まで

※上記期限を過ぎた場合でも申請を随時受け付けますが、授業料等の減額は、申請した月から対象になります。4月分からの減額を希望される方は、上記期限までにご提出ください。

御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

※参考 学校でご案内する制度等

（各制度ごとに対象となる要件が異なりますのでご注意ください。）

	制度名	内容
1	奨学のための給付金	授業以外の教育費（教科書等）の負担軽減のため、東京都が保護者に給付金を支給する制度
2	就学支援金	授業料分を国が給付し、充当する制度
3	給付型奨学金	学校の選択的教育活動に参加するための必要経費を東京都が給付する制度
4	日本学生支援機構奨学金	大学等進学後の必要経費を給付または貸与する制度
5	多子世帯における都立学校授業料支援事業	多子世帯における授業料等を減額する制度

小平高等学校
経営企画室 荒川
042-341-5410